

国民保護計画を策定



有事の際に備え、万全の体制を整えておくことが大切です（昨年の町総合防災訓練の様子）

町では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）などに基づいて、「山田町国民保護計画」を策定しました。同計画は日本国内で武力攻撃やテロなどが発生したとき、被害を最小限にとどめて住民の皆さんの生命や財産を守るために町がどのような対応をするべきかを定めたものです。

計画の策定に当たっては、国・県などの行政機関や公共機関などの代表30人で構成する「山田町国民保護協議会」（会長・沼崎喜一町長）による審議が行われ、同計画が実施されることになりました。

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、政府が外交努力により武力攻撃などの発生を未然に防ぐことが何よりも重要です。しかし一方では、万が一の事態へ対処法定める

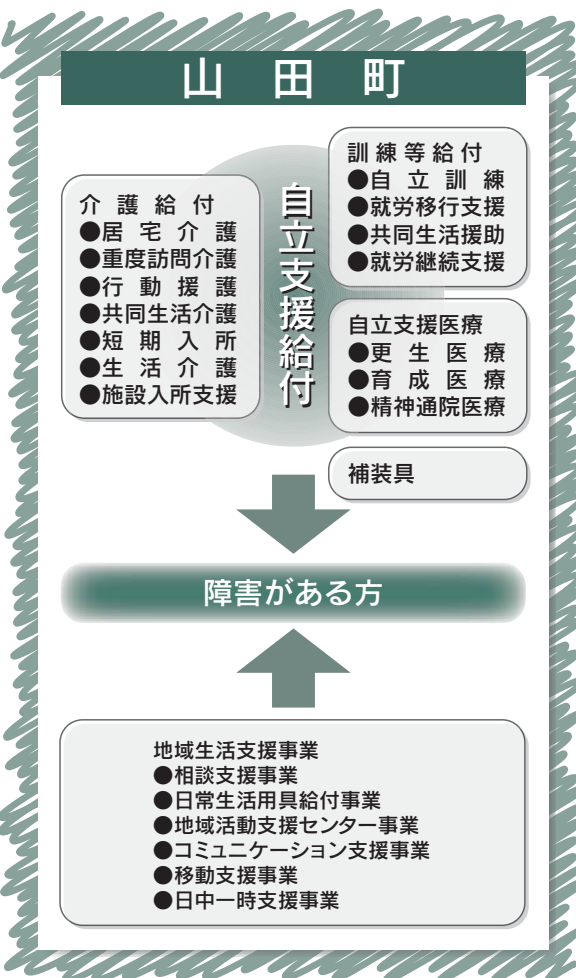
万が一の事態へ対処法定める

一の事態に備えて、日ごろから万全の体制を整えておくことも、また重要なことです。

同計画では町が行うべき取り組みとして▼啓発や訓練、物資の備蓄など平常時における備え▼情報の伝達や住民の避難、救援など武力攻撃事態などへの対処▼施設やライフラインの災害復旧の方法を定めています。

◆問い合わせ 役場総務課防災対策主幹（☎82-3111内線460）へどうぞ。

◆新たな障害福祉サービスのイメージ



障害の種類にかかわらず必要なサービスが利用できるようなサービス体系の再編、市町村を中心としたサービス提供体制の確立や行政と利用者の費用負担の在り方など、障害保健福祉施策が見直されました。

山田町障害者計画では、地域で生活するための相談体制、福祉サービスの充実、自立と社会参加の促進、障害の早期発見・ひとにやさしいまちづくりの推進、ボランティア活動の育成などを基本的施策とし、それぞれの部門ごとに重点目標や施策を示しています（4頁参照）。

障害福祉計画では、障害者自立支援法で介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業の3つに再編されたそれぞれの障害福祉サービスの概要と年間利用者数の計画値が示されており、計画の達成状況について点検や評価が行われます。この結果に基づき、障害のある方が地域生活や一般就労へ移行できるよう、関係機関と連携し進めていきます。

◆問い合わせ 役場保健福祉課 地域福祉担当（☎82-3111内線133）へどうぞ。

山田町障害者プランを策定

ともに自分らしく暮らす社会を目指して



「山田町障害者プラン」は、障害のある方が自主的な活動と社会参加を通じてノーマライゼーションの理念を実現できるように、「山田町障害者計画」と「障害福祉計画」の2つで構成される行動指針です。計画の期間は平成18年

度から23年度までの5年間。計画の進行状況により、必要に応じて20年度に見直しを行います。同プランの策定に当たっては、障害がある方を対象としたアンケート調査を実施。調査結果を基に、山田町社会福祉協議会や関係団体の代表など13人で構成する「山田町障害者計画策定委員会」（上林嘉吉委員長）で計3回の審議を行い、同プランが策定されました。

これまでわが国の障害者施策は、心身に障害がある方一人一人の能力を最大限に発揮して自立を促進し、家庭や地域で通常の生活ができるような社会づくりを目標として進められてきました。

●ノーマライゼーションとは
障害がある方や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。1950年代、デンマークの知的障害者の親の会が行った障害者に対する人権侵害を改善する運動から広まりました。障害がある人、ない人にかかわらず、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会を目指し、その環境づくりを進めることが、ノーマライゼーションの目的です。

町では、障害者自立支援法に基づき「山田町障害者プラン」を策定しました。同プランは、本町の障害福祉施策を進めていくための指針となる「山田町障害者計画」と障害福祉サービスを効率的に実施するための計画を示した「障害福祉計画」からなる行動指針です。障害のある方もない方も、ともに自分らしく暮らすことができる社会づくりを目指します。

◆山田町障害者計画の基本的施策

基本的施策	重点目標および施策
1. 地域で生活するために	①啓発・広報活動の推進 ②相談体制の充実 ③生活の安定 ④福祉サービスの充実 ⑤福祉機器の活用促進
2. 自立と社会参加を促進するために	①福祉教育の推進 ②適正就学の推進 ③交流教育の推進 ④雇用の促進と安定 ⑤職業能力の開発 ⑥福祉的就労の場の整備の促進 ⑦スポーツ、レクリエーションおよび文化活動の推進
3. 障害の発生予防とリハビリテーションの推進	①障害の発生の予防および早期発見、早期療育体制の整備 ②リハビリテーションの充実
4. ひとにやさしいまちづくりの推進	①住みよいまちづくりの推進 ②住宅、生活環境の整備促進 ③交通、移動手段の整備充実
5. 重度・重複化、高齢化への対応	①重度・重複障害者へのサービス ②高齢障害者への対応
6. 共に生きる地域社会づくりのために	①ボランティア活動の育成